

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	3 1/2 t 燃料タンク車 (一般用)	C P S - V 2 3 2 0 0 4	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 4 年 1 2 月 1 4 日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	補給本部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において燃料の輸送などに使用する3 1/2 t 燃料タンク車 (一般用) (以下, “車両” という。) について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、次によるほか、D S P D 0 0 0 3, C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 1.2 及び C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 1.2 による。ただし、D S P D 0 0 0 3 の 1.2.2 の標準積載状態は除く。

1.2.1

最大積載状態

最大積載状態とは、空車状態の車両に操縦手1名 (80 kg), 助手1名 (80 kg) 及び6 0 0 0 Lの軽油を満載した状態をいう。

なお、この状態での運行は、通常、路上とする。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、c)を除き、仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

J I S G 3 4 5 2 配管用炭素鋼鋼管
J I S K 6 3 4 3 送油用ゴムホース
N D S Z 8 2 0 1 標準色

b) 仕様書

D S P D 0 0 0 3 3 1/2 tトラック
D S P Z 1 0 0 5 燃料携行缶

品 名	3 1 / 2 t 燃料タンク車 (一般用)
-----	------------------------

C & L P S - V 0 0 0 0 8 車両等共通仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令 (昭和45年防衛庁訓令第1号)

危険物の規制に関する政令 (昭和34年政令第306号)

危険物の規制に関する規則 (昭和34年総理府令第55号)

道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)

環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (平成13年環境省告示第11号)

消防法 (昭和23年法律第186号)

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.1 によるほか、自衛隊の使用する自動車に関する訓令、消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則に適合しなければならない。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に規定する燃費基準値は、適用しない。

2.2 構成

構成は、次によるほか、D S P D 0 0 0 3 の 2.3 による。ただし、D S P D 0 0 0 3 の 2.3 h) の荷台は除く。

a) タンク

b) ポンプ

c) 配管

2.3 材料・部品・加工方法

材料、部品及び加工方法は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.2 による。

2.4 構造・形状・寸法・質量

2.4.1 構造

構造は、次によるほか、D S P D 0 0 0 3 の 2.5.1 による。ただし、D S P D 0 0 0 3 の 2.5.1 h) , k) 4), k) 8), k) 9) 及び k) 13) を除く。

なお、細部は、承認図面による。

a) 懸架装置の後部は、トラニオンボギー式の車軸式懸架とし、トルクロッドを用いる。

b) 動力取出装置は、コンスタントメッシュ式の変速機横取出方式とする。

c) タンクは、次による。

1) タンクは、容量6 0 0 0 L (基準) のだ(構)円形とし、継ぎ目箇所をできるだけ上部に配置し、溶接によって製作する。

2) タンクは、3 0 0 0 L (基準) の2室に間仕切りする。

3) タンクは、サブフレームに溶接し、シャシフレーム上に緩衝物を介して、ボルト、ナット及びブラケットによって取り付ける。

品 名	3 1 / 2 t 燃料タンク車 (一般用)
-----	------------------------

- 4) タンク上部には、マンホール、底弁ハンドル及び手すりを取り付ける。
 - 5) マンホールの内径は、400 mm (基準) とし、パッキンを挿入して、鋼板プレス製の蓋をボルトで締め付け、完全に気密を保つ構造とする。また、マンホールの蓋には、注油口、安全装置及び検尺装置を設ける。
 - 6) タンク各室の底部に、排出口を設ける。
 - 7) 底弁を排出口に取り付け、手動閉鎖装置及び自動閉鎖装置を設ける。
 - 8) タンクは、底部から燃料中に混入した水分の排出ができる構造とする。
 - 9) タンク内面は、グリットブラストした後、0.1 mm (基準) の厚さの亜鉛溶射を施す。
 - 10) タンク前部の右側及び左側に、昇降用ステップをそれぞれ設けるほか、滑り止め塗料を塗布する。また、塗色は、NDS Z 8201の色番号2314 OD色とする。
 - 11) タンク上部両側に、しま (縞) 鋼板の通路を取り付ける。
 - 12) タンク前方右側の、施錠ができる配管室内に、工具収納箱を取り付ける。
 - 13) タンクの側面に、ホース収納箱を取り付ける。
- d) ポンプは、次による。
- 1) 形式 歯車ポンプ
 - 2) 定格吐出量 600 min^{-1} (基準) で 600 L/min 以上
 - 3) 吐出圧力 200 kPa 以上
 - 4) 口径 $65 \text{ mm} \sim 85 \text{ mm}$
 - 5) 動力は、動力取出装置、駆動軸、チェーン及びスプロケットを介して取り入れる。
- e) 配管は、次による。
- 1) 配管は、JIS G 3452の鋼管製とし、タンクの底弁と、左側及び右側の吸排口、ポンプ、ストレーナ及び安全弁などを連結させる。
 - 2) ふるい目の開きが $840 \mu\text{m} \sim 710 \mu\text{m}$ (20~24メッシュ) の黄銅製ストレーナを、歯車ポンプ吸入側配管途中に取り付ける。
 - 3) 燃料の動力吸入、動力吐出及び重力吐出ができるよう、切替用の四方コックを配管途中に取り付ける。
- f) 附属装置は、次による。
- 1) ピントルフック及びエアブレーキジョイントは、車両の後端に取り付け、1 t 水タンクトレーラのけん引ができる構造とする。またけん引、回収などに使用できるフックを、車両の前面に設ける。
 - 2) DSP Z 1005の燃料携行缶2EAを収納できる取付具を、タンク外部に取り付ける。
 - 3) 蓄電池急速充電用ソケットは、取り付けない。
 - 4) ボンディングアース線を、タンクとシャシフレームの間に取り付ける。
 - 5) 火花防止装置を、排気管に取り付けし、排気管との接続部は、排気漏れのない構造とする。

品 名	3 1 / 2 t 燃料タンク車（一般用）
-----	-----------------------

- 6) 昇降用はしごを、タンク前方左右の巻込防止装置に取り付ける。
なお、はしごには、しま（縞）鋼板を使用した滑り止め処置を施す。
- 7) 粉末消火器 ABC・1. 8 kg・自動車用の取付金具 1 E Aを操縦室内の適宜な位置に取り付ける。
- 8) 粉末消火器 ABC・6. 0 kg・自動車用の格納箱 2 E Aを車体の適宜な位置に取り付ける。

2.4.2 形状・寸法

形状及び寸法は、付図 1 を基準とする。

なお、細部は、承認図面による。

2.4.3 質量

質量は、表 1 を基準とする。

なお、細部は承認図面による。

表 1－質量

区 分		質 量(k g)
空車状態の質量		9 4 7 0
空車状態の配 分質量	前軸重	4 4 1 0
	後軸重	5 0 6 0
最大積載状態の質量		1 4 7 3 0

2.5 外観・性能・機能

2.5.1 外観 外観は、次による。

- a) きず、割れ、まくれ、その他の有害な欠陥があってはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。
- c) 塗装は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.3 及び D S P D 0 0 0 3 の 2.7 によるほか、タンク外側（配管を含む。）、吸排口などの格納室は、製造会社仕様塗料を使用し、N D S Z 8 2 0 1 の色番号 2 3 1 4 OD 色により塗装する。

なお、細部は、承認図面及び色見本による。

2.5.2 性能・機能

性能及び機能は、表 2 によるほか、D S P D 0 0 0 3 の 2.6.2 による。

なお、最小旋回半径は、9.4 m 以下、渡渉能力は、55 cm 以上、最大安定傾斜角は、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合しなければならない。

表 2－性能・機能

項目		規定
ぎ装性能	給油試験	吸入 表 3 の試験方法によって試験を行ったとき、500 ± 50 L / m i n とする。
		吐出 表 3 の試験方法によって試験を行ったとき、550 ± 50 L / m i n とする。
	導通	表 3 の試験方法によって試験を行ったとき、異常があってはならない。

品 名	3 1 / 2 t 燃料タンク車（一般用）
-----	-----------------------

2.6 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-V00008の2.4によるほか、細部は、承認図面による。
 なお、自動車番号標は、C&LPS-V00008の2.4.4の表2の車両法適用除外指定の車両の規格とする。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、表3及びDSP D 0003の付表1による。ただし、寸法・質量検査の試験方法中、“荷台”を“タンク”に、運行性能検査及び渡渉能力検査の試験方法中、“標準積載状態”を“最大積載状態”にそれぞれ読み替える。

表3－試験方法

項目		試験方法	判定基準
ぎ装性能	給油試験	吸入	2.5.2による。
		吐出	
	導通	タンクとアース線及びタンクとノズルの間の導通を調べる。	

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領により実施する。

4 出荷条件

出荷条件は、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 提出書類等

提出書類等は、次による。

- a) 類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。
- b) 取扱説明書等は、C&LPS-V00008の5.1.2による。
- c) 車両法適用除外指定申出書関連書類は、C&LPS-V00008の5.1.3による。
- d) 危険物貯蔵所設置許可申請書関連書類は、C&LPS-V00008の5.1.4による。
- e) 完成写真等は、C&LPS-V00008の5.1.5による。
- f) 車両等主要諸元資料は、C&LPS-V00008の5.1.6による。

5.2 自動車検査証・車歴簿

自動車検査証及び車歴簿は、C&LPS-V00008の5.3及び5.5による。

5.3 携行工具・附属品・予備品

携行工具、附属品及び予備品は、次によるほか、C&LPS-V00008の5.6による。

- a) 携行工具 携行工具は、DSP D 0003の表6による。
- b) 附属品 附属品は、表4による。

品 名	3 1 / 2 t 燃料タンク車 (一般用)
-----	------------------------

表 4 - 附属品

番号	名称	数量	注記
1	粉末消火器ABC・1.8kg ・自動車用	1EA	消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条及び第7条の規格の適合品, リサイクルシール付
2	粉末消火器ABC・6.0kg ・自動車用	2EA	消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条及び第7条の規格の適合品, リサイクルシール付
3	非常信号灯	1EA	道路運送車両法の保安基準適合品, 乾電池式, 懐中電灯兼用式
4	ホース	1EA	空気用, ストッパ (固定) 金具付き, 8m
5	サクシヨンホース	2EA	内径 63 mm, 長さ 3 m, 両端カップリング付きとし, 品質は, JIS K 6343 のアース棒を挿入したゴムホース 1 種と仕様上同等以上とする。
6	ノズル	1EA	ピストル形で, ゴムホースのカップリングに接続できなければならない。
7	バレルサクシヨンノズル	1EA	ストレーナ付き
8	スパナ	2EA	ホース接手用
9	アース線	2EA	両口わにロクランプ付き, 5 m
10	アース棒	1EA	φ10 全長900 mm
11	異径接手	1EA	地下タンク用
12	始動用キー	2EA	-
13	ホース収納袋	1EA	番号4のホース用

c) 予備品

予備品は, 調達要領指定書によって指定する場合を除き, DSP D 0003 の表 8 によるほか, 次による。

- 1) 予備タイヤは, 製造会社仕様 (ホイール付) 1 本とする。
- 2) スタッドレスタイヤ (1 両分) の必要の有無は, 調達要領指定書により指定する。

5.4 承認用図面・色見本

承認用図面及び色見本は, 次による。

- a) 承認用図面 契約の相手方は, C&LPS-Y00007 の 4.3 により, 次の承認用図面を作成の上, 提出し, 承認を受けなければならない。

- 1) 外形図
- 2) 塗装配置図
- 3) 航空自衛隊標識図
- 4) 銘板図

品 名	3 1 / 2 t 燃料タンク車 (一般用)
-----	------------------------

5) その他必要な図面

- b) **色見本** 契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、色見本を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。
なお、色見本の細部については、C&LPS-V00008の2.3.4によるものとし、承認を受ける色は、車体外部、タンク外側（配管を含む。）及び吸排口などの格納室の塗料の色とする。

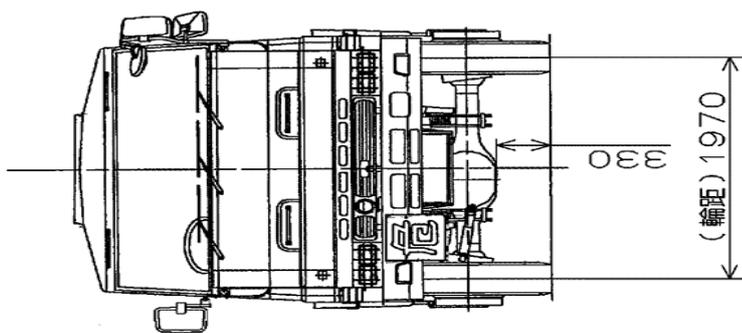
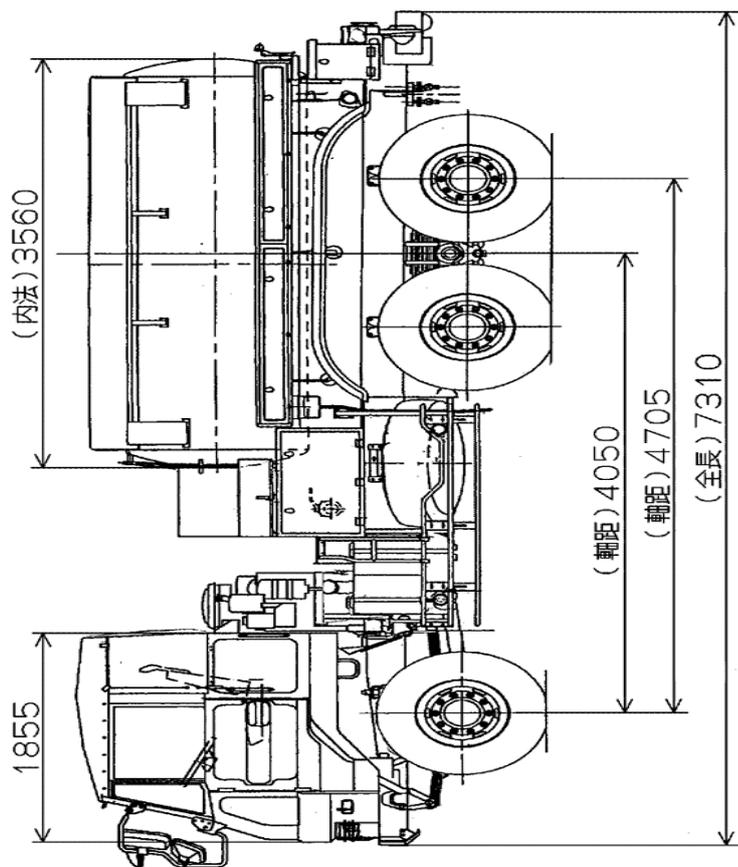
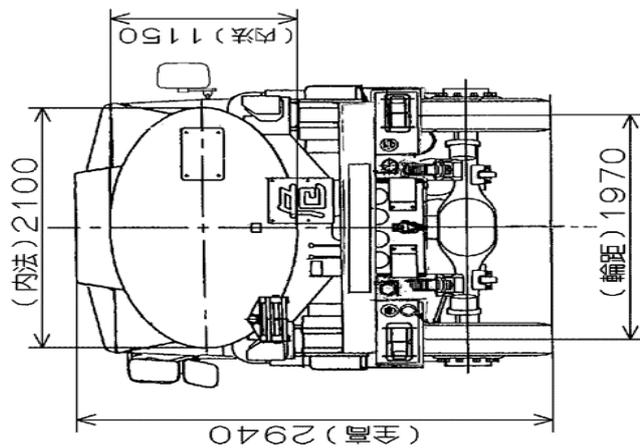
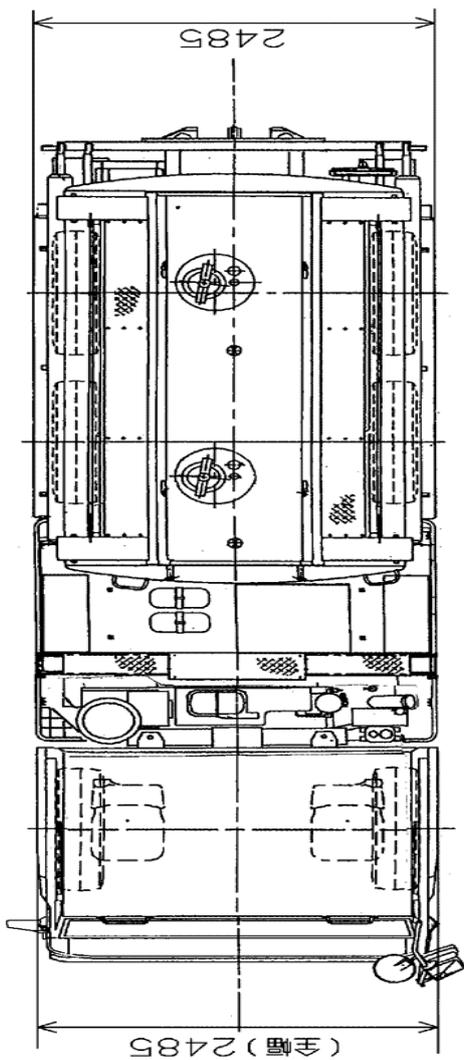
5.5 装備品等不具合報告（UR）

装備品等不具合報告（UR）対策は、C&LPS-Y00007の4.4による。

5.6 技術変更提案（ECP）

技術変更提案（ECP）は、C&LPS-Y00007の4.7による。

単位 mm



付図 1 - 形状及び寸法